

令和元年度6月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料一覧表

課名	事業名	予算額(千円)	頁
協働安全課	ふれ愛タクシー事業	7,685	1
子育て支援課	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業	1,198	2
健康課	骨髄提供者等助成事業	210	3
都市整備課	森林環境譲与税基金積立金	2,006	4

計 4 事業

令和元年度6月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	ふれ愛タクシー事業			担当課	協働安全課
事業実施期間	令和元年度～年度	款	2	項	1	目	17
平成30年度		平成29年度			平成28年度		
予算額	決算額	決算額			決算額		
千円	千円	千円			千円		
令和元年度 予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)						
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他 一般財源
7,685千円							7,685

○事業の目的・効果

市内在住の高齢者、障がい者及び子育て世代の外出・移動支援を目的とする。
 高齢者や子育て世代等の「くらしの足」を確保することで、気軽な外出、交流を促し、健康で快適な暮らしに繋げるもの。

○事業の内容

- <事業概要> 民間タクシー事業者の空車車両を活用し、市内を送迎する。
- <利用対象者> 満65歳以上の高齢者
 障がい者
 妊産婦（出産予定日から3か月後まで）
 就学前児童（保護者の同乗必須）
 運転免許証返納者
 その他市長が特別に必要と認める者
- <運行区域> 市内全域
- <運行日時> 平日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 午前8時30分～午後6時（午後6時までに乗車）
- <予約対応日時> 運行日時と同じ。（1週間前から予約可能。）
- <乗降場所> 出発地又は降車場所のいずれかを自宅とする。
 ただし、岩倉駅周辺は乗降禁止エリアとする。
- <事業主体> タクシー事業者
- <利用料金> タクシー運賃により次の3段階の利用料金とする。
 1,500円未満 400円
 1,500円以上3,000円未満 800円
 3,000円以上 1,600円

○積算根拠

【歳出】

- 消耗品費（登録証用紙等） 37千円
- 登録申請郵送料 131千円
- ふれ愛タクシー負担金 7,517千円

令和元年度 6 月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業			担当課	子育て支援課
事業実施期間	令和元年度	款	3	項	2	目	5
平成 30 年度		平成 29 年度			平成 28 年度		
予算額	決算額	決算額			決算額		
千円	千円	千円			千円		
令和元年度 予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)						
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他 一般財源
1,198 千円	1,198						

○事業の目的・効果

令和元年 10 月から消費税率が引上げられることに伴い、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、令和 2 年度の税制改正大綱において検討するとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行うもの。

○事業の内容

(1) 支給対象者

令和元年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、基準日（令和元年 10 月 31 日）において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る）

(2) 給付額

17,500 円

※寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額 35 万円×所得税率 5% = 17,500 円となることを踏まえたもの。

(3) 対象者数

60 人（見込み）

(4) 支払い日

児童扶養手当 1 月定時払いの支払い日と同日に支払いをする。

○積算根拠

【歳出】

情報公開・個人情報保護審査会委員報酬 35 千円

時間外勤務手当 80 千円

普通旅費 5 千円

消耗品費 8 千円

郵送料 10 千円

振替手数料 10 千円

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 1,050 千円

17,500 円×60 人=1,050,000 円

【歳入】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 1,198 千円（補助率 10/10）

令和元年度6月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	骨髓提供者等助成事業			担当課	健康課	
事業実施期間	令和元年度～年度	款	4	項	1	目	1	
平成30年度		平成29年度			平成28年度			
予算額	決算額	決算額			決算額			
千円	千円	千円			千円			
令和元年度 予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
210千円		105						105

○事業の目的・効果

【経緯】愛知県は、骨髓及び末梢血幹細胞の移植の推進を図るため、県内に住所がある骨髓提供者及び骨髓提供者が勤務する事業所に対し、令和元年度から市町村長が実施する助成事業に係る経費を補助することとし、愛知県骨髓提供者助成事業費補助金交付要綱を定めた。この要綱に基づき、本市においても骨髓等の移植を推進するため、助成事業を実施するもの。
(平成31年3月22日付、愛知県健康福祉部保健医療局長通知)

骨髓移植を推進するため、骨髓提供者及び骨髓提供者が勤務する事業所に対して助成金を交付することにより、骨髓提供者等の経済的な負担を軽減し、骨髓提供を希望する者が増加し、骨髓等の移植の推進に寄与することを目的とする。

○事業の内容

公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓及び末梢血幹細胞を提供した者及び提供した者が勤務する事業所に対して助成金を交付する。

対象者：骨髓及び末梢血幹細胞の提供を完了した日に市内に住所を有する者。

事業所：骨髓提供者（個人事業主を除く。）が勤務している国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人及び公立大学法人を除く。）

助成額：骨髓等の提供のための通院、入院又は面接の日数に、骨髓提供者については1日につき2万円を、勤務する事業所については1日につき1万円を乗じた金額で、1回の提供につき通算7日を上限とする。

○積算根拠

【歳出】

骨髓提供者等助成金 210千円

骨髓提供者 20,000円×1人 ×7日=140,000円

骨髓提供者が勤務する事業所 10,000円×1か所×7日=70,000円

【歳入】

骨髓提供者助成事業費補助金 105千円

骨髓提供者等助成金 210,000円×1/2=105,000円

令和元年度6月補正予算に係る新規及び主要事業説明資料

会計名	一般会計	事業	森林環境譲与税基金積立金			担当課	都市整備課	
事業実施期間	令和元年度～年度	款	7	項	4	目	1	
平成30年度		平成29年度			平成28年度			
予算額	決算額	決算額			決算額			
千円	千円	千円			千円			
令和元年度 予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)							
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
2,006千円							2,006	

○事業の目的・効果

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）（以下「法」という。）が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、森林環境税による収入を森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に譲与される。

≪森林環境税≫

- ・自治体を実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため創設。
- ・個人住民税の均等割の納税者から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収。
- ・課税時期は、東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率引き上げが令和5年度まで行われていること等を踏まえ、令和6年度から課税。

≪森林環境譲与税≫

- ・令和元年度から交付。
- ・譲与割合は1（県）：9（市）。ただし、当初は市への譲与割合は8割とし、段階的に9割に移行。
- ・令和5年度までの間における譲与財源は、暫定的に国の借入金で対応。借入金は、令和6年度以降の森林環境税の税収をもって償還。

※按分割合 私有林人工林面積（50/100）、林業就業者数（20/100）、人口（30/100）

○事業の内容

森林環境譲与税の譲与に伴い、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策に要する費用の財源に充てるために基金へ積み立てるもの。

○積算根拠

【歳出】

森林環境譲与税基金積立金 2,006千円
 元金分 2,000,000円
 利子分 2,000,000円×0.3%=6,000円

【歳入】

森林環境譲与税 2,000千円
 （全体の譲与税額）（市・県按分）（人口割部分）（市の人口／全国人口）（補正予算計上額）
 20,000,000千円 × 80/100 × 30/100 × 47,562/127,163,582 ≒ 2,000千円
 森林環境譲与税基金預金利子 6千円
 2,000,000円×0.3%=6,000円